奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(占用料の徴収)	(占用料の徴収)
第5条 略	第5条 略
2 占用料の額は、次のとおりとする。	2 占用料の額は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。) 占用面積1	平 (2) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。) 占用面積1平
方メートルにつき年額 <u>1,270円</u>	方メートルにつき年額 <u>1,390円</u>
3~6 略	$3\sim6$ 略